

長崎県職員独身寮利用規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人長崎県職員互助会(以下「互助会」という。)が管理運営する次に掲げる長崎県職員独身寮(以下「独身寮」という。)について必要な事項を定める。
三友寮(五島市)、有川寮(新上五島町)、知新寮(壱岐市)、和貴寮(対馬市)

(入居対象者)

第2条 独身寮に入居できる者は男性とし、次の各号に該当する者とする。

- (1) 長崎県職員のうち独身者及び単身赴任者
(知事部局、教育庁、交通局、警察等の職員を含む。)
- (2) 国又は他の地方自治体の職員のうち独身者及び単身赴任者
- (3) 次に掲げる者であって、互助会の代表理事が認める者
 - ア 外国人留学生にあつては、大学の学部長の推薦があり、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「留学生住宅総合補償」に加入している者
 - イ 日本人学生にあつては、大学の学部長の推薦がある者
 - ウ 県内民間企業に就職する者又はU・ターン者など県内への人口定着を目的として、各独身寮管理分掌機関において定める運用基準の対象となる者(以下「民間就職者等」という。)であつて、所属団体の推薦がある者
 - エ 上記のほか、特別な事情がある場合であつて代表理事が認める者。この場合も所属団体の推薦がある者に限る。

(入居手続き)

第3条 入居希望者は、「長崎県職員独身寮入居申込書(様式1号-1又は様式1号-2)」(以下「申込書」という。)を互助会に提出し、許可を受けなければならない。なお、長崎県職員で公舎独身寮入退居システムを利用できる者はそれにより提出できるものとする。

- 2 前条第2号又は第3号に該当する入居希望者は、所属する団体の担当窓口「申込書」を提出しなければならない。「申込書」を受理した団体の担当窓口は、代表者の「長崎県職員独身寮入居推薦書(様式2号)」(以下「推薦書」という。)を添えて互助会に申し込まなければならない。
- 3 互助会は、入居を許可する際において、入居希望者の状況を考慮し決定する。
- 4 互助会は、入居を許可したときは、「長崎県職員独身寮入居許可書(様式3号)」を交付するものとする。
- 5 入居を許可された者(以下「寮生」という。)は、互助会が定める期間内に入居することとし、寮生は、入居後速やかに「長崎県職員独身寮入居完了届(様式4号)」及び「誓約書(様式5号-1又は様式5号-2)」を提出しなければならない。
- 6 前条第2号又は第3号に規定する寮生が入居する場合は、互助会と所属団体で「確認書(様式6号-1又は様式6号-2)」を締結するものとする。

(入居料)

第4条 入居料は、安定した独身寮管理事業の運営を図るため、前年度までの当該事業の収入と支出の状況をみて定めるものとする。

2 入居料は30,555円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(入居料の納入)

第5条 入居料は、次の区分により、指定された期日までに納入しなければならない。

(1) 第2条第1号に該当する寮生は、入居許可日の属する月の翌月分から、退居日の属する月まで納入しなければならない。ただし、入居許可日が月の初日の場合は、入居許可日の属する月より納入するものとする。

(2) 第2条第2号又は第3号に該当する寮生は、入居許可日又は退居日が月の中途である場合は、日割計算により算出された額を納入しなければならない。

2 第2条第3号ウ又はエに該当する寮生の入居料は、所属団体が入居料を当該寮生から徴収して互助会へ納入するものとする。ただし、所属団体が当該寮生の入居料を直接納入する場合も可とする。

(秩序の維持)

第6条 寮生は、この利用規則を遵守し、寮生としての品位を保持し、寮内秩序を維持しなければならない。

(自治会)

第7条 寮内の運営は、この利用規則によるほか、寮生の自治によるものとする。

2 前項の自治の円滑を期するため、各寮に自治会を組織し、自治会規程を設けるものとする。

3 自治会は、前項の規程及び役員を互助会に届けなければならない。

(施設の保全)

第8条 寮生は、居室及び独身寮全体の保全のため、次の各号の定めるところに従わなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的で使用しないこと。

(2) 居室を転貸あるいは譲渡しないこと。

(3) 居室の改造、模様替え、その他工事をしないこと。

(4) 故意の行為等により施設、備品を滅失破損したときは、速やかに互助会に届けて、その損害を弁償すること。

(5) 居室の防災は寮生各自の責任とすること。

(6) 共用の施設は寮生が共同して保全に努めること。

(7) 防火、衛生、施設の保全管理上の必要から、互助会が実施する居室の立ち入りに従うこと。

(8) その他、施設の保全上、互助会が定めるところに従うこと。

(入居許可の取り消し・退居処分)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、互助会は入居許可を取り消し、又は退居処分とすることができる。

- (1) 入居に当たり提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 指定した期日までに入寮しないとき。
- (3) 共同生活を乱す行為を行ったと認められるとき。
- (4) 3ヶ月以上入居料の納入を怠ったとき。
- (5) 風紀を乱す行為を行ったと認められるとき。
- (6) 疾病その他により保健衛生上、共同生活に適さないと認められるとき。
- (7) その他独身寮の管理運営上、著しく支障をきたす行為があったと認められるとき。

(退居)

第10条 第2条第1号又は第2号に該当する寮生は、人事異動等で当該地区以外へ転居する必要があるときは退居しなければならない。

2 第2条第3号ア又はイに該当する寮生は、大学を卒業したとき又は退学したときは退居しなければならない。

3 第2条第3号ウ又はエに該当する寮生は、企業等を退職したとき又はその他所属団体の推薦を取り消されたときは退居しなければならない。

(退居手続き)

第11条 前条の規定により退居することになった寮生は、速やかに互助会に申し出なければならない。

この場合、第2条第2号又は第3号に規定する寮生は、所属する団体の担当窓口を通じて申し出るものとする。

2 退居を申し出た寮生は、所属する団体の担当窓口を通じて「退居届(様式7号)」を互助会に提出しなければならない。なお、長崎県職員で職員入退居システムを利用できる者はそれにより提出できるものとする。

(退居日)

第12条 退居に当たっては、互助会に対して居室を整然として引き渡すとともに入居料等の精算を行わなければならない

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年7月17日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年8月8日から施行する。

附則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。